

令和8年4月～

ごみの分別方法が一部変わります



その他プラスチックごみが
燃やすごみに統合されます



燃やすごみ

生ごみ・紙くず・枝葉 など



その他プラスチックごみ

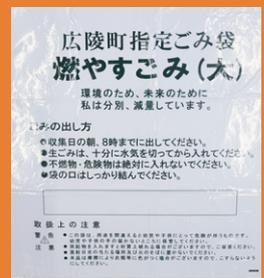
容器包装プラスチックごみ以外のプラスチック製品・ゴム製品



容器包装プラスチックごみのうち汚れが取れないもの



すべて
燃やすごみ
指定袋に！



今まで **その他プラスチックごみ**

として区分されていたごみは

令和8年4月1日から

燃やすごみとして排出 してください。

容器包装プラスチックごみ は

引き続き分別をお願いします。



Q その他プラスチックごみの指定袋が余っているのですが…

A その他プラスチックごみの指定袋は
燃やすごみの指定袋 として利用できます！

